

証券コード 8166  
2024年5月8日  
(電子提供措置の開始日 2024年5月2日)

株主の皆様へ

東京都板橋区板橋三丁目9番7号  
**株式会社 タカキュー**  
取締役社長 大 森 尚 昭

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

[https://online.taka-q.jp/shop/pages/ir\\_library.aspx](https://online.taka-q.jp/shop/pages/ir_library.aspx)

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会」の項目からご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タカキュー」又は「コード」に当社証券コード「8166」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択していただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月29日（水曜日）17時までに到着するようご返送くださるか、「インターネットによる議決権行使にあたってのお願い」をご高覧のうえ、当社の指定ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より2024年5月29日（水曜日）17時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年5月30日(木曜日)13時(受付開始12時)  
(開始時間が前回の第74回定時株主総会時と異なっております  
ので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都板橋区板橋一丁目55番16号  
板橋区立 ハイライフプラザいたばし 2階ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第75期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)  
事業報告及び計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるご行使を有効としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~

◎本総会にご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りしておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承ください。

# 事業報告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し、各種行動制限の緩和と外出需要の高まりによって、社会経済活動の正常化が進んだものの、2022年2月以来の不安定な国際情勢の長期化や原材料価格・エネルギーコストの高騰、円安基調の継続による物価上昇等の影響により、先行きは不透明な状態が継続しています。

当アパレル・ファッション業界におきましては、各種イベントの再開や旅行者数の増加等、外出需要の高まりにより、購入動機が回復しつつある一方、国内外の物価上昇が長期化していることに加え、9月の記録的残暑以降、全国的に平均気温が高かったことから、秋冬物商品の需要が高まらず、経営環境は引続き厳しい状況で推移しました。

このような中、当社は2024年2月期を商売の再建による黒字化達成と上場維持に向けた1年と位置づけ、2020年2月期より推進しております事業構造改革の総仕上げにより、強固な黒字体質への変革の実現に向けて取組んでまいりました。

営業面では、店舗における販売体制のレベルアップに向けて、オーダーサービスの販売上級者による一連の接客動作を中心とした動画を製作し、個人別実績に応じたプログラムを設定してスタッフ教育に取組んだ結果、当第4四半期では販売点数が前年を上回る等の成果が出ました。

販促面では、YouTubeとInstagramで春のスーツのハレ着特集、フレックスシャーズフェア等の動画広告を実施しました。

Eコマースでは、お客様に実店舗とEコマースをシームレスにご利用いただける“OMO環境”（Online Merges with Offline）において、春の新規商品を早期に投入したことにより、スーツ、カジュアルパンツが好調に推移しました。

商品面では、新常态で加速したオフィスカジュアル化等、消費者ニーズの変化に対応した品揃えの充実を図りました。日常生活やビジネスシーンを快適にする高機能商品「Happy Function」はカジュアル関連商品の売上の半分を占めるカテゴリーに成長しました。

ビジネス関連商品は、ドレスシャツが堅調に推移した一方で、スーツやコ

ートが低調に推移し、既存店売上高は前年を下回りました。

カジュアル関連商品は、気温の高い日が続き、ブルゾン等の冬物アウターが苦戦する一方で、カジュアルパンツが売上を大きく牽引したことに加えて、インナー商品が好調に推移したことで、既存店売上高は前年を上回りました。

仕入面では、シーズン別の仕入・納品管理と在庫管理を徹底した結果、2月末の在庫水準は前期比で9.6%減となりました。

しかしながら気温の高い日が続き、防寒商品が低調に推移した結果、当事業年度の既存店売上高前期比は3.5%減となりました。

店舗面では、事業構造改革の一環として低採算店舗等の退店を更に進め、タカキューを1店舗出店した一方で6店舗退店、メール・アンド・コー2店舗、セマンティック・デザイン1店舗、エム・エフ・エディトリアル2店舗を退店した結果、当事業年度末では前期末比10店舗減の120店舗（タカキュー86店舗、メール・アンド・コー17店舗、エム・エフ・エディトリアル14店舗、グランバック3店舗）となりました。

以上により、当事業年度の売上高は100億2千6百万円（前期比16.3%減）となりました。利益面では、希望退職の実施やコストコントロールの徹底、店舗数の減少等によるコスト減の一方で、資本政策費用の負担が増加した結果、販売費及び一般管理費が前期に対して22.1%減少し、営業損益は4千万円の損失（前期は営業損失7億8千5百万円）、経常利益は5千2百万円（同経常損失7億6百万円）、当期純損益は1億2百万円の損失（同当期純損失10億5千万円）となりました。

株主の皆さまのご支援にお応えすることができず、配当を見送ることとなり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

部門別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

| 部 門 |               | 第74期         |            | 第75期（当期）     |            | 前期比<br>（%） |
|-----|---------------|--------------|------------|--------------|------------|------------|
|     |               | 売上高<br>（百万円） | 構成比<br>（%） | 売上高<br>（百万円） | 構成比<br>（%） |            |
| 重衣料 | ス ー ツ         | 3,194        | 26.7       | 2,608        | 26.0       | 81.7       |
|     | ジ ャ ケ ッ ト     | 657          | 5.5        | 654          | 6.5        | 99.5       |
|     | ス ラ ッ ク ス     | 1,016        | 8.5        | 942          | 9.4        | 92.8       |
|     | コ ー ト         | 301          | 2.5        | 196          | 2.0        | 65.0       |
|     | 計             | 5,170        | 43.2       | 4,401        | 43.9       | 85.1       |
| 中衣料 | ブ ル ゾ ン       | 646          | 5.4        | 429          | 4.3        | 66.4       |
|     | シ ョ ー ト パ ン ツ | 38           | 0.3        | 17           | 0.2        | 44.9       |
|     | 計             | 684          | 5.7        | 446          | 4.5        | 65.2       |
| 軽衣料 | ニ ッ ト 製 品     | 1,678        | 14.0       | 1,306        | 13.0       | 77.8       |
|     | シ ャ ツ         | 2,548        | 21.3       | 2,407        | 24.0       | 94.5       |
|     | そ の 他         | 1,422        | 11.9       | 1,091        | 10.9       | 76.7       |
|     | 計             | 5,650        | 47.2       | 4,805        | 47.9       | 85.1       |
|     | そ の 他 衣 料 等   | 470          | 3.9        | 372          | 3.7        | 79.2       |
|     | 合 計           | 11,975       | 100.0      | 10,026       | 100.0      | 83.7       |

#### （重衣料）

スーツは、着用シーンとしての「仕事着」と「晴れ着」、価格帯としての「低価格帯」と「高価格帯」という市場の二極化に対応する商品開発に取り組みました。オーダースーツは、インポート生地を中心とした「特別限定生地」の品揃えを充実させ、販促との連動によりオーダースーツの売上を牽引しました。

ジャケットは、オフィスカジュアルに対応する商品の充実を目指し、オン・オフ兼用で着回せるセットアップ商品として、ストレッチ性に特化した「CROSS STRETCH」シリーズに「BIZ」ラインをデビューさせ、ビジネスニーズを意識した「フォーマルさ」と「着心地の良さ」の二つを兼ね揃えた商品開発に取り組みました。

コートは、近年の暖冬の影響を考慮し、取り外しのできる中綿ライナーやフードを付ける等、汎用性が高い商品開発に取り組みました。

アフターコロナに於ける『新常態』の定着を想定し、消費者ニーズの多様化に則した企画を提案しましたが、既製スーツの売上苦戦が影響し、重衣料全体の売上高は、前期比85.1%の44億1百万円となりました。

### (中衣料)

ブルゾンは、機能性と快適性を備え、幅広い着用シーンに対応できる洗練されたデザインの開発に取組み、気温の変化に対応し、長いシーズン着用できるアウターを提案しました。しかしながら、12月中旬までの暖冬の影響で、特に防寒目的のブルゾンを中心とした中衣料全体の売上高は、前期比65.2%の4億4千6百万円となりました。

### (軽衣料)

ドレスシャツは、長引く猛暑による半袖商品の在庫不足がありました。が、低価格帯を中心に安定した売上高を確保し、集客に貢献しました。

ニット製品、カットソー及びカジュアルシャツは、日常の生活やあらゆるシーンを快適に過ごす高機能商品「Happy Function」の商品群が売上を牽引しました。中でも、オフィスカジュアルを想定したジャケットインが可能なカットソーやセーター等の新生活様式に対応した商品開発が奏功しましたが、軽衣料の売上高は、前期比85.1%の48億5百万円となりました。

## ②設備投資の状況

当事業年度中の新規出店は以下の1店舗であります。

| 時 期     | 店 名             |
|---------|-----------------|
| 2023年3月 | タカキュー イオンモール名取店 |

この他、改装2店舗、IT投資等を含めて当事業年度中に要した設備投資の総額は、6千4百万円であります。

当事業年度中に閉鎖した店舗は以下の11店舗であります。

|                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| タカキュー 札幌ピヴォ店              | タカキュー イオン郡山フェスタ店         |
| タカキュー イオンモール太田            | タカキュー 新所沢パルコ店            |
| タカキュー イオンモール新小松店          | タカキュー イオンモール直方店          |
| メール・アンド・コー イオンタウン守谷店      | メール・アンド・コー イオンモール綾川店     |
| エム・エフ・エディトリアル イオンモール浦和美園店 | エム・エフ・エディトリアル イオンモール北戸田店 |
| セマンティック・デザイン LINKS UMEDA店 |                          |

## ③資金調達の状況

取引金融機関と総額13億5千万円の当座借越契約を締結しております。

また、所要資金調達のため総額11億5千万円のシンジケーション形式のコミットメントライン契約を締結しております。更に金融機関より短期借

入金として3億7千3百万円、長期借入金11億1千8百万円を借り入れております。

- ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 72 期           | 第 73 期           | 第 74 期           | 第 75 期<br>(当期)   |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 決 算 年 月                       | 2021年2月          | 2022年2月          | 2023年2月          | 2024年2月          |
| 売 上 高                         | 千円<br>14,601,957 | 千円<br>12,139,686 | 千円<br>11,975,883 | 千円<br>10,026,675 |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )  | 千円<br>△3,107,797 | 千円<br>△1,919,871 | 千円<br>△706,684   | 千円<br>52,407     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )               | 千円<br>△3,139,010 | 千円<br>△2,146,235 | 千円<br>△1,050,386 | 千円<br>△102,173   |
| 1株当たり当期純利益又は1株当<br>たり当期純損失(△) | △128円83銭         | △88円09銭          | △43円11銭          | △4円19銭           |
| 総 資 産                         | 千円<br>9,264,008  | 千円<br>8,009,077  | 千円<br>6,406,769  | 千円<br>5,610,794  |
| 純 資 産                         | 千円<br>1,339,802  | 千円<br>△876,926   | 千円<br>△1,933,923 | 千円<br>△1,915,660 |
| 1株当たり純資産額                     | 54円99銭           | △35円99銭          | △79円37銭          | △78円62銭          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、前事業年度において営業損失7億8千5百万円、当期純損失10億5千万円を計上、営業キャッシュ・フローでは1億4千9百万円の黒字化を達成したものの、当事業年度においても営業損失4千万円、当期純損失1億2百万円となり、当事業年度末において、純資産△19億1千5百万円となっております。

当社は、2022年2月期末にて債務超過の状態となったため、上場廃止に係る改善期間入りをしており、同改善期間の期限である2024年2月末日時点では依然として債務超過の状態が続き、上記改善期間中には上場維持基準に適合できず、監理銘柄(確認中)に指定されておりました。

当社は、当該事象を解決するための対応策として、取引金融機関による約20億円の金融支援及びグロースパートナーズ株式会社による約5億円の出資による債務超過の解消、上場維持を含む事業再生計画を実行してまいります。詳細につきましては、2024年1月25日付「第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、第三者割当による第1回新株予約権の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主異動に関するお知らせ」及び、同年3月28日付「株式会社地域経済活性化支援機構による買取決定等並びに債務免除及び債務の株式化等の金融支援に関するお知らせ」、「事業再生計



画の東京証券取引所への提出について」をご確認下さい。

当社は、上場維持のため、事業再生計画に係る審査を東京証券取引所に申請しておりましたところ、2024年4月10日付にて、当社の事業再生計画が、純資産の額が正の状態になることを計画しているものとして認められたことから、改善期間は2024年2月29日までから2025年2月28日までに変更となりました。また、これに伴い、上場廃止基準に該当するおそれがなくなったことから、4月11日付で、監理銘柄（確認中）は解除されました。

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構より買取決定等の通知を受け、取引金融機関より債務免除等の金融支援に関する同意を頂いたことから、2024年5月23日（予定）付で取引金融機関より債務免除等を受ける予定です。これに伴い、2025年2月期第1四半期において債務免除益約15億円を特別利益に計上する見込みであります。また、同日に実行が予定されている第三者割当により総額約5億円（予定）の資金を調達することと合わせて、債務超過を解消し、財務基盤の確立が図られるものと考えております。

当社は、グロースパートナーズ株式会社の支援を受けることにより、同社のB to C型ビジネス、ECビジネスに関する知見、専門家によるマーケティング等のサポート機能、社外関与先との提携・連携等といったシナジー創出の機会を最大限活用し、MD改革、OMO推進、顧客の囲い込み等の施策に取組み、事業の再構築を図ってまいります。

#### 『中期目標』

「他社とは差別化された最先端レベルの専門店への変革を実現」  
販売チャネル・商品ポートフォリオの改革により新生タカキューを創造

#### 【事業戦略】

##### MD改革

- ・ オフィスカジュアル化に対応すべく、ストレッチ、軽量等の商品開発
- ・ 季節性の変化に対応すべく、季節MDの根本からの見直し
- ・ 原価高騰に対応すべく、中・高価格帯の値上げと、オーダースーツライナップの強化

##### OMO推進

- ・ 粗利率向上、在庫・賃料・人件費削減に向けて、実店舗とデジタルを融合した売場改革

##### 顧客の囲い込み

- ・ OMO店舗からECへの誘導・定着強化、会員のEC活用促進によるEC売上拡大
- ・ 自社ブランドのファン拡大に向けて、SNSを活用した情報発信等のウェブマーケティング
- ・ 「モノ消費」→「コト消費」の観点で、自社商品の着用により、実現満たされる場面を連想させるマーケティング

**【組織運営体制】**

本事業再生計画を着実に遂行する体制を整えるために、グロースパートナーズ株式会社が新たに指名する人員2名が新任の監査等委員である取締役  
に就任します。

**【グロースパートナーズ株式会社の役割】**

グロースパートナーズ株式会社は、以下の役割を担います。

- ・当社への出資による資本の維持・増強
- ・当社への役員派遣及びガバナンス体制の強化
- ・当社の安定的な事業運営の支援及び経営ノウハウ、リソースを活用した事業の再構築
- ・当社に対するハンズオン支援（企業価値向上に向けた事業施策完遂のサポート）

当社は、以上の事業再生計画を完遂することにより、事業の継続と営業効率の向上を図り、事業構造改革及びデジタルトランスフォーメーションの推進、コーポレートガバナンスやサステナビリティへの取組み強化等を実行し、事業の再建によるタカキューの完全復活を実現し、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えるよう、企業価値の向上に誠心誠意努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続きより一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2024年2月29日現在)

当社は、幅広いお客様に対し紳士服・紳士洋品雑貨及び婦人服・婦人洋品雑貨を中心に販売するファッション衣料専門店チェーンであり、全国に120店舗(期末店舗数)を有しております。

扱い品目は、スーツ、ジャケットをはじめ、スラックス、ブルゾン、ニット製品、シャツ、シューズ、その他雑貨など自社企画商品を積極的に開発し、併せてメーカーからの仕入商品も含め、お客様のニーズに対応しております。

(6) **主要な営業所** (2024年2月29日現在)

|        |           |      |      |      |
|--------|-----------|------|------|------|
| 本社     | 東京都板橋区    |      |      |      |
| 物流センター | 愛知県名古屋市港区 |      |      |      |
| 店舗     | 120店舗     |      |      |      |
|        | 北海道地区     | 9店舗  | 東北地区 | 14店舗 |
|        | 関東地区      | 37店舗 | 中部地区 | 28店舗 |
|        | 近畿地区      | 19店舗 | 中国地区 | 2店舗  |
|        | 四国地区      | 2店舗  | 九州地区 | 9店舗  |

(7) **使用人の状況** (2024年2月29日現在)

| 使用人数       | 前期末比増減      | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 298名(160名) | 142名減(22名減) | 45.1歳 | 19年4ヶ月 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年2月29日現在)

| 借入先          | 借入金残高       |
|--------------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 1,373,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,118,350千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 750,000千円   |
| 株式会社横浜銀行     | 400,000千円   |
| 株式会社三井住友銀行   | 350,000千円   |

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,150百万円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社みずほ銀行と締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は1,150百万円であります。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,470,822株
- (3) 株主数 8,217名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                            | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|------------|---------|
| イ オ ン 株 式 会 社                                    | 8,098,000株 | 33.23%  |
| 株 式 会 社 エ ム ツ ウ                                  | 2,500,000株 | 10.26%  |
| タ カ キ ュ ー 取 引 先 持 株 会                            | 670,418株   | 2.75%   |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>( 信 託 口 ) | 393,200株   | 1.61%   |
| 一 般 財 団 法 人 高 久 国 際 奨 学 財 団                      | 250,000株   | 1.02%   |
| 藤 吉 修 崇                                          | 190,000株   | 0.77%   |
| 高 久 眞 佐 子                                        | 165,569株   | 0.67%   |
| 磯 山 耕 一                                          | 164,400株   | 0.67%   |
| 岡 田 卓 也                                          | 149,300株   | 0.61%   |
| 株 式 会 社 オ リ エ ン ト コ ー ポ レ ー シ ョ ン                | 120,000株   | 0.49%   |

(注) 持株比率は自己株式（105,695株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

| 氏 名     | 会社における地位             | 担当 及び 重要な兼職の状況                                       |
|---------|----------------------|------------------------------------------------------|
| 大 森 尚 昭 | 取 締 役 社 長<br>(代表取締役) | 営業本部長、<br>テイエムサービス株式会社代表取締役社長                        |
| 林 宏 夫   | 常 務 取 締 役            | 管理本部長                                                |
| 小 泉 勝 裕 | 取 締 役                | 財務経理部長                                               |
| 矢 卷 眞   | 取 締 役                | 経営企画部長                                               |
| 岡 村 文 彦 | 取 締 役                | 店舗開発部長                                               |
| 西 田 宣 正 | 取 締 役                | アップルインターナショナル株式会社社外取締役                               |
| 小 椋 徳 久 | 常 勤 監 査 役            |                                                      |
| 大 井 順 三 | 監 査 役                |                                                      |
| 岸 本 雄 介 | 監 査 役                | コモンズ総合法律事務所弁護士、<br>多摩川精機販売株式会社社外監査役、<br>多摩川精機株式会社監査役 |

(注1) 代表取締役社長大森尚昭氏は、2023年6月1日付でテイエムサービス株式会社  
代表取締役社長に就任いたしました。

(注2) 取締役西田宣正氏は、社外取締役であります。

(注3) 監査役大井順三氏、岸本雄介氏は、社外監査役であります。

(注4) 当社は、社外取締役西田宣正氏及び社外監査役大井順三氏、岸本雄介氏を東京証券取引  
所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注5) 当社は、社外取締役西田宣正氏及び社外監査役大井順三氏、岸本雄介氏との間で会社法  
第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を  
締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任  
限度額としております。

(注6) 2023年5月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、寺西昭氏及び川原仁志  
氏は監査役を辞任いたしました。

(注7) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社の役員  
を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこ  
と、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び  
訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意  
図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行  
の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担  
しております。

## (2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定し、個々の取締役の報酬額は取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、取締役会の授権により取締役社長が決定しております。

## (3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 34,386<br>(4,560)  | 34,386<br>(4,560)  | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 6<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 15,936<br>(7,200)  | 15,936<br>(7,200)  | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 50,322<br>(11,760) | 50,322<br>(11,760) | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 10<br>(4)             |

(注1) 上表には、2023年5月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(注2) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注3) 取締役の報酬限度額は、1989年5月25日開催の第40回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役1名）であります。

(注4) 監査役の報酬限度額は、1989年5月25日開催の第40回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の業務執行者の兼職状況

監査役岸本雄介氏は、多摩川精機株式会社の監査役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。また、コモンズ綜合法律事務所  
の弁護士であり、同事務所と当社の間において法律顧問契約を締結して  
おりますが、当社との間には特別の関係はありません。

##### ②他の法人等の社外役員の兼職状況

取締役西田直正氏は、アップルインターナショナル株式会社の社外取締  
役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役岸本雄介氏は、多摩川精機販売株式会社の社外監査役でありま  
すが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

##### ③当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況、発言状況及び<br>社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西田 直正 | 当事業年度に開催された取締役会16回の内16回に出席いたしました。企業経営等の豊富な経験、実績、見識に基づき、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。        |
| 監査役 大井 順三 | 当事業年度に開催された取締役会16回の内16回、監査役会21回の内21回に出席いたしました。金融機関等において要職を歴任し、専門的な知識、豊富な経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。            |
| 監査役 岸本 雄介 | 2023年5月26日の就任以降に開催された取締役会13回の内13回、監査役会17回の内16回に出席いたしました。弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 赤坂有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の  
報酬等の額 30,000千円

②当社が会計監査人に支払うべき  
金銭その他の財産上の利益の合計額 30,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分ができないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
(注1) 本事業報告の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(注2) 本事業報告の記載金額には消費税等は含まれておりません。



# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,322,662</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,472,396</b>
現金及び預金	1,130,438	支払手形	11,515
売掛金	598,632	電子記録債務	1,323,022
商品	1,291,650	買掛金	326,707
貯蔵品	140,901	短期借入金	2,873,000
前渡金	14,923	1年内返済予定の長期借入金	121,950
前払費用	90,561	リース債務	40,527
未収金	53,775	未払金	339,092
その他	1,779	未払費用	35,812
<b>固定資産</b>	<b>2,288,131</b>	未払消費税等	45,034
<b>有形固定資産</b>	<b>144,011</b>	未払法人税等	74,015
建物	116,683	契約負債	8,077
機械及び装置	3,466	前受金	75,361
器具及び備品	20,411	預り金	7,027
土地	0	前受収益	26,920
リース資産	3,449	ポイント引当金	99,480
<b>無形固定資産</b>	<b>281,049</b>	変動報酬引当金	45,312
商標権	529	資産除去債務	17,400
電話加入権	9,155	その他	2,136
ソフトウェア	212,842	<b>固定負債</b>	<b>2,054,058</b>
ソフトウェア仮勘定	31,405	長期借入金	996,400
リース資産	27,116	長期預り保証金	91,940
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,863,071</b>	繰延税金負債	188,542
関係会社株式	635,992	関係会社事業損失引当金	60,840
出資金	155	資産除去債務	708,950
長期前払費用	4,306	その他	7,384
賃貸不動産	0	<b>負債合計</b>	<b>7,526,455</b>
差入保証金	36,404	<b>純資産の部</b>	
敷金	1,186,212	株主資本	△2,239,753
<b>資産合計</b>	<b>5,610,794</b>	資本金	100,000
		資本剰余金	2,468,485
		その他資本剰余金	2,468,485
		利益剰余金	△4,781,732
		利益準備金	500,000
		その他利益剰余金	△5,281,732
		繰越利益剰余金	△5,281,732
		自己株式	△26,505
		評価・換算差額等	324,092
		その他有価証券評価差額金	324,092
		<b>純資産合計</b>	<b>△1,915,660</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,610,794</b>

# 損 益 計 算 書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,026,675
売 上 原 価		3,870,312
売 上 総 利 益		6,156,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,196,971
営 業 損 失 ( △ )		△40,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,406	
賃 貸 不 動 産 収 入	281,844	
手 数 料 収 入	92,044	
そ の 他	23,946	404,241
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	80,921	
賃 貸 不 動 産 費 用	193,069	
固 定 資 産 除 却 損	3,428	
そ の 他	33,806	311,225
経 常 利 益		52,407
特 別 損 失		
減 損 損 失	47,720	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	39,466	87,186
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△34,779
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		74,015
法 人 税 等 調 整 額		△6,621
当 期 純 損 失 ( △ )		△102,173

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社 タカキュー

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 荒川 和也

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 木村 秀偉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカキューの2023年3月1日から2024年2月29日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、営業損失785,167千円、当期純損失1,050,386千円、同事業年度末にて純資産△1,933,923千円となり、当事業年度においては営業損失40,608千円、当期純損失102,173千円となり、同事業年度末においても純資産△1,915,660千円となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2024年3月25日開催の臨時株主総会において、第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式及び新株予約権の発行について承認可決された。また、会社は2024年3月28日付にて株式会社地域経済活性化支援機構より、金融債権を有する取引金融機関の全てから事業再生計画に同意する旨の回答がなされたとする買取等決定通知を受領した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について定期的に、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月10日

株式会社タカキュー 監査役会  
常勤監査役 小 椋 徳 久 ㊟  
社外監査役 大 井 順 三 ㊟  
社外監査役 岸 本 雄 介 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

### 1. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の理由

当社は、当期末において、利益剰余金の欠損額4,781,732,810円を計上しております。この状況を踏まえ、利益剰余金の欠損を補填するとともに、資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の全額を取り崩し、繰越利益剰余金へ、及び会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金へ振り替えたいと存じます。

なお、本件は「純資産の部」の勘定振替であり当社の純資産の額に変更を生ずるものではありません。

### 2. 利益準備金の額の減少

#### (1) 利益準備金の額の減少の内容

##### ①減少する準備金の額

利益準備金	500,000,000円
-------	--------------

##### ②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	500,000,000円
---------	--------------

#### (2) 利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年5月30日（予定）

### 3. 剰余金の処分

本件は、2024年3月25日開催の臨時株主総会にて承認されました、第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式及び新株予約権発行の件、及び2024年1月25日開催の取締役会にて決議しました資本金及び資本準備金の額の減少の効力の発生を条件として、当該減少により増加した後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

#### (1) 剰余金の額の減少の内容

##### ①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	3,468,465,637円
----------	----------------

##### ②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	3,468,465,637円
---------	----------------

#### (2) 剰余金の額の減少が効力を生ずる日

2024年5月30日（予定）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化することを通じてコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任する規定の新設、取締役の員数の変更、監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 執行役員制度の導入

当社は、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、執行役員制度を導入したいと存じます。つきましては、執行役員に関する規定の新設、社長を取締役から選定すべきものとする規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### (3) 取締役の責任免除等

取締役が職務の執行にあたり期待される役割を萎縮せずに十分発揮できるよう、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定の新設、及び取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を萎縮せずに十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、当社と業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の変更を行うものであります。なお、本件につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第5条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第16条～第19条の2 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第16条～第19条の2 (現行どおり)</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、役付取締役を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第25条の2 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第30条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第31条 当社に、監査役 3 名以上を置く。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><u>(執行役員および役付執行役員)</u> 第30条の2 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。 2. 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、役付執行役員を定めることができる。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u>  <u>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<u>第41条</u> ～ <u>第44条</u> (条文省略)	<u>第34条</u> ～ <u>第37条</u> (現行どおり)

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、これにより取締役6名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p style="text-align: center;">おお もり たか あき 大 森 尚 昭 (1961年9月27日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">再任</div>	<p>1980年12月 当社入社 2000年2月 当社営商本部ビジネス事業部長 2000年5月 当社取締役営商本部ビジネス事業部長 2004年2月 当社取締役営商本部長兼営商企画部長兼店舗開発部長 2006年2月 当社取締役営商本部部長 2006年5月 当社常務取締役営商本部部長 2009年2月 当社取締役営商本部第一統括部長 2013年4月 当社取締役第一事業部長兼第一商品部長 2014年2月 当社取締役第一事業部長 2014年5月 当社常務取締役第一事業部長 2015年2月 当社常務取締役営業本部部長 2016年5月 当社代表取締役社長 2019年2月 当社代表取締役社長兼商品本部部長 2020年5月 当社代表取締役社長 2021年2月 当社代表取締役社長兼商品本部部長 2021年6月 当社代表取締役社長 2022年5月 当社代表取締役社長兼営業本部部長（現任） 2023年6月 テイエムサービス株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 大森尚昭氏は、2000年5月に当社取締役に就任し、商品及び営業等の当社の主要な部門における幅広い知識と経験を有し、またその優れた経営能力から当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	56,585株



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
2	はやし ひろ お 林 宏 夫 (1960年3月23日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;">再任</div>	1982年 4 月 当社入社 1994年 5 月 当社業務企画部長 1998年 3 月 当社システム部長 2000年 5 月 当社経営企画部長 2004年 2 月 当社管理本部人事部長 2006年 2 月 当社営商本部商品管理部長 2009年 2 月 当社管理本部人事総務部長 2010年 5 月 当社取締役管理本部人事総務部長 2013年 2 月 当社取締役第二事業部長 2015年 2 月 当社取締役店舗開発部長 2016年 8 月 当社常務取締役営業本部長 2018年 5 月 当社常務取締役管理本部長 (現任)  [取締役候補者とした理由] 林宏夫氏は、2010年5月に当社取締役に就任し、営業や人事・総務及び店舗開発をはじめとする幅広い知識、経験を有しており、またその優れた経営能力から当社の経営における意思決定と業務執行の監督を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	32,744株

(注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年7月に同内容で更新の予定であります。本議案でお諮りする各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

②補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について補填します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">岸 本 雄 介 (1983年1月18日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">監査等委員である 社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立</div>	<p>2009年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2009年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2016年10月 アメリカ ロサンゼルス Zuber Lawler &amp; Del Duca法律事務所 2017年7月 コモンズ総合法律事務所復職（現任） 2020年1月 アメリカ ニューヨーク州弁護士登録 2023年2月 多摩川精機販売株式会社社外監査役（現任） 2023年2月 多摩川精機株式会社社外監査役（非常勤、現任） 2023年5月 当社社外監査役（現任）</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 岸本雄介氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、2023年5月に当社社外監査役に就任し、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社の経営に対して高度かつ専門的な監督を担える人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	ふ り が な 古 川 徳 厚 (1981年5月1日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">監査等委員である 社外取締役候補者</div>	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社 2014年12月 株式会社ピクセラ社外取締役 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 取締役 2019年6月 株式会社Eストアー社外取締役 2019年10月 株式会社ひらまつ社外取締役 2020年3月 アークランドサービスホールディングス株式会社社外取締役 2020年3月 日本パワーファスニング株式会社社外取締役 2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社取締役／パートナー 2022年9月 グロースパートナーズ株式会社代表取締役（現任） 2023年1月 株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役（現任） 2023年2月 株式会社GRCS社外取締役  [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 古川徳厚氏は、上場企業への豊富な投資実績とハンズオンによる経営支援の実績を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	—
3	か わ て の り 河 手 優 美 (1996年7月10日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">監査等委員である 社外取締役候補者</div>	2019年4月 野村證券株式会社入社 2024年2月 グロースパートナーズ株式会社アソシエイト（現任）  [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 河手優美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融・資本市場業務の経験を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	—

(注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 各候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。

(注3) 当社は、岸本雄介氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し

ており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。岸本雄介氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、古川徳厚氏、河手優美氏の両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

- (注4) 岸本雄介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定です。
- (注5) 古川徳厚氏は、2024年3月25日開催の臨時株主総会にて、当社のA種種類株式及び新株予約権が発行されることを条件として、当社社外取締役選任されており、その就任予定日は、2024年5月23日となっております。
- (注6) 河手優美氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は田中優美であります。
- (注7) 役員等賠償責任保険契約の締結について  
当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年7月に同内容で更新の予定であります。本議案でお諮りする各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

**【保険契約の内容の概要】**

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- ②補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について補填します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

〈ご参考〉各候補者スキルマトリクス一覧

番号	氏名	企業経営	業界経験・専門性	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・人材開発	情報システム
1	大森 尚昭	○	○	○				
2	林 宏夫	○	○	○			○	○
3	岸本 雄介					○		
4	古川 徳厚	○		○	○			○
5	河手 優美				○			

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
<p style="text-align: center;">にしむらとしき 西村俊輝 (1984年8月9日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">補欠の監査等委員 である社外取締役 候補者</div>	<p>2011年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2011年12月 コモンズ綜合法律事務所入所 2018年9月 スペイン Hernandez Echevarria Abogados 法律事務所 2019年3月 パナマ Morgan &amp; Morgan法律事務所 2019年7月 コモンズ綜合法律事務所復職 2021年12月 コモンズ綜合法律事務所退所 2022年2月 株式会社10Xファイナンス&amp;コーポレート本部 コーポレートオペレーションズ部 リーガル担当（現任）</p>	—
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">独立</div>	<p>〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 西村俊輝氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社の経営に対して高度かつ専門的な監督を担える人物と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>	

- (注1) 西村俊輝氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 西村俊輝氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (注3) 西村俊輝氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
- (注4) 西村俊輝氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (注5) 役員等賠償責任保険契約の締結について  
当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年7月に同内容で更新の予定であります。西村俊輝氏が監

査等委員である取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

②補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について補填します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を設定したく存じます。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額として、総額で年額400百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）とすることの承認をお願いするものでございます。

本報酬限度額は、当社の事業規模、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じた場合における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数、現行の役員報酬体系、他社報酬水準、並びに事業報告記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に基づき、諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しており、相当な内容であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数は8名以内、選任されている取締役は2名（うち社外取締役は0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、新たに監査等委員である取締役の報酬限度額を設定したく存じます。つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額として、総額で年額50百万円以内とすることの承認をお願いするものでございます。

本報酬限度額は、当社の事業規模、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じた場合における監査等委員である取締役の員数、現行の役員報酬体系、他社報酬水準、並びに事業報告記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に基づき、諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しており、相当な内容であるとと考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数は4名以内、選任されている取締役は3名となります。

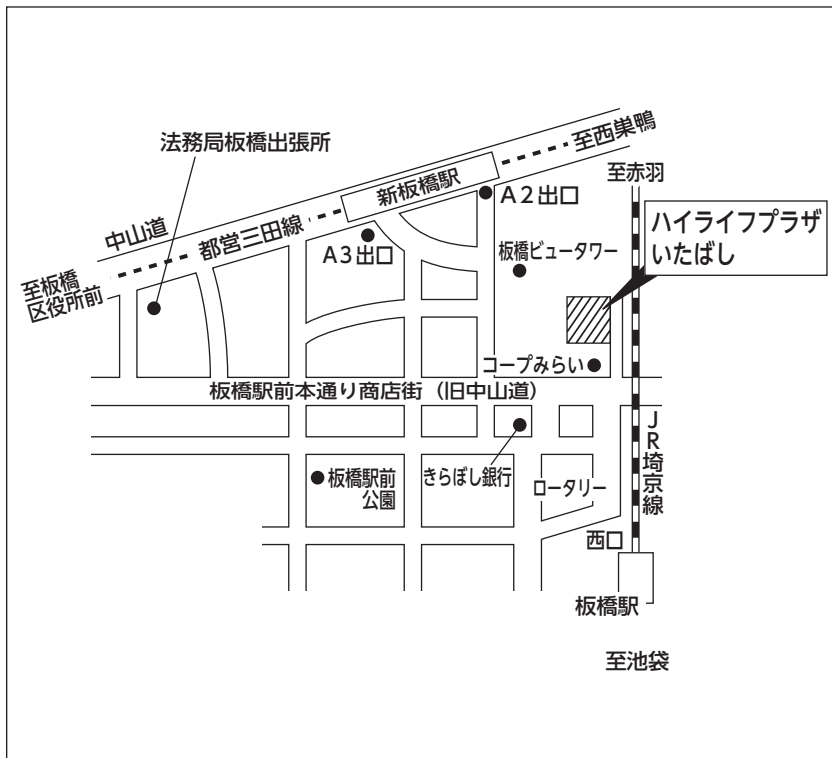
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

以上

## 第75回定時株主総会会場ご案内図

東京都板橋区板橋一丁目55番16号

板橋区立 ハイライフプラザいたばし 2階ホール



### 交通

J R 埼京線板橋駅下車西口徒歩1分

都営地下鉄三田線新板橋駅下車A2出口徒歩2分

- ・開場は、12時からとなりますのでご注意ください。
- ・駐車場がありませんので、お車でのご来館はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。